

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 23 日現在

機関番号：32632

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2015～2016

課題番号：15H06613

研究課題名(和文) 中国宋代における宦官の政治的活動

研究課題名(英文) The political activities of the Eunuch in the Song Dynasty of Ancient China

研究代表者

藤本 猛 (FUJIMOTO, Takeshi)

清泉女子大学・文学部・専任講師

研究者番号：50757408

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：宦官とは、近代以前の中国において皇帝の身边に奉仕し、一種の奴隷でもあり、かつまた官僚でもある存在であった。そして最高権力者たる皇帝との距離の近さから、しばしば政治に介入し、専横な振る舞いが見られ、その特異な身体的特徴もあって、非常に負のイメージの強い存在である。今研究では、宋代の宦官がどのような政治的活動を行っていたのかを、彼らが所持した官制や養子制度による一族形成の方面から考察したものである。

研究成果の概要(英文)：Eunuch is defined as a castrated official in Chinese courts. They were either a slave or an official who served the then emperor in the inner palace. Closely connected with the emperors, they lorded it over others and intervened in national politics. The peculiar physical mark given to them emphasized their negative character to a great extent. In this time, I objectively analyze the historical materials concerning Eunuch without prejudic, and reserched the political activities of the Eunuch in the Song Dynasty.

研究分野：アジア史・アフリカ史

キーワード：北宋 宦官 睿思殿 承受官 養子

1. 研究開始当初の背景

これまでの中国宋代(北宋・南宋)の研究は、この時代に出現した文官士大夫、すなわち個人としての儒教的教養によって科挙を突破し、官僚となった新興身分層を中心としたものであった。しかしこれらの研究は、彼ら士大夫が前代の貴族と違い、門地などによらずに政治をリードしたこと、進取の気概にあふれた存在であったがために、これを肯定的に評価しすぎ、彼ら自身が残した史料によって、宋王朝一代が基本的に彼らを中心に運営され続けたのだという思い込みにとらわれてきた。

特にこのようなとらえ方は、前王朝である唐の貴族政治との対照から出発したものでただけに、いわゆる「唐宋変革論」(中国史において、唐と宋のあいだに政治的・経済的・文化的・社会的な大きな変化があり、これが時代の境目だとする考え方)を前提としており、北宋前半の政治体制・社会体制には大きく注目するものの、それ以降の北宋後半から南宋にかけての政治状況は、いずれも北宋前半の士大夫を中心とした士大夫政治と比べて程度が劣ったもの、単なる政治的混乱期との意識が強く、研究もなおざりにされてきた。

これに対し、申請者は北宋末の徽宗朝の政治状況について、様々な面からアプローチを行った。士大夫を中心とした政治運営は、たしかに北宋前半には認められるが、北宋中期からはすでにその体制は変化を来していること、次第に士大夫から君主=皇帝の側に政治的主導権が移ってきていたことを明らかにした(藤本猛『風流天子と「君主独裁制」』)。すなわち北宋前半には士大夫に政治運営を委ねる受動的君主であったのが、政治的矛盾が蓄積していく中で、君主=皇帝を中心とした能動的君主による政治運営への変化があったということ、当時の命令文書を中心とした研究によって明確にした。

つまりこれまで残された史料状況から等閑視されてきた北宋後半から南宋にかけての政治状況を考察した結果、これまで基本的に士大夫政治が継続されてきたと漫然と捉えられてきた宋代史像に警鐘を鳴らし、時代の変化を単なるイレギュラーなものとして捨象するのではなく、もっと歴史的事実に即した弾力的な宋代史像の提示が必要だとこの着想にいたった。

2. 研究の目的

上記のような背景をもとに北宋末の政治状況を確認すると、この時期、実際の政治運営の面では、文官士大夫への依存度は相対的に低下し、君主とその周辺で活動する非文官勢力の政治運営への参画が確認される。これまではこの現象を単なる混乱期の失政と見なされてきたのだが、歴史的事実としてより正確に当時の状況を把握し、評価し直さねばならない。

このように考えたとき、まず注目に値するのが徽宗朝・政和年間における宦官の活動である。従来この時期は無軌道な政治が実施され、そこに宦官が大きく関与していたとしてネガティブに捉えられてきた。しかしその否定的見解の多くは、当時宦官とは異なる政治主体であった文官士大夫、ないしはそれに近い士人らによって残された史料に起因するものであり、いわばそもそもが偏見を含んだ性質の文章からできあがった歴史像である。ここでは当然ながら宦官らの活動は異端的なものであり、むしろ政治混乱・恩賞の濫発とも称されて「蔑視」され、歴史的意義が無いとして無視されてきたものである。しかしこれまでに明らかにしたように、徽宗朝において政治運営の実が皇帝周辺の非文官勢力に移っていたことと照らし合わせてみると、当該時期における宦官の政治的活動には、一定の政治的意味が見出せるものと考えられる。

これまで史料に引きずられて冷静に、客観的に評価されてこなかった北宋時代における宦官の政治的活動について、偏見を持たずにその実態を解明すること、これが本研究における目的である。

3. 研究の方法

中国宋代の官制は、すでに18世紀中国・清代の考証学者も「唐末・宋代の官制は、歴代一難解」と称されたものであった。そこに先鞭を付けたのが我が国の東洋史学者・宮崎市定氏であり(『宋史』職官志をいかに読むか)、さらに具体例を用いて詳細に解明したのが梅原郁氏であった(『宋代官僚制度研究』)。これら先達の研究によってかなり細かな官制の仕組みが明らかにされ、以降の宋代史研究はこれらの業績を基礎として飛躍的に発展したものと言って過言では無い。

しかしこれらはやはり文官官制を主眼としたものであり、政和の官制改革については当時の「低レベルな政治状況」から濫発された意味の無いもの、として等閑視されてきた。申請者はその研究視座の欠を補い、歴史的文脈からこれを正しく評価し直したいと考えている。

そこで次のような手順で宋代における宦官官制についての実態解明を進める。

(1) 基礎資料の収集・分析

具体的にはかつて各所蔵機関でバラバラに保存され、先達が収集し得なかった史料群、特に朝廷などの編纂史料ではない、当時の官僚らが個人的に残した文集などに残された断片的な記録や辞令書などが、現在では叢書としてまとめられて利用可能となっている。これら膨大な史料群に対して、宦官など非士大夫勢力に着目した史料の拾い上げはまだ行われていない。そこでこれらを悉皆調査して具体例を収集し、分析を加える。

その分析の際に注意すべきは、これまでの先行研究のように「宋代」ということで北宋

～南宋を等しく扱ってしまうと、非常に一面的なものになってしまうということである。そこで本研究では、当時の人々が時々において残した零細な史料を総合し、当時の政治的背景を加味した上で、より多角的に宦官官制の復元を試みる。

(2) 特徴的な宦官官職の個別分析

宦官官制は前代の唐・五代における官制を直接継承し、複雑ではあるが一応体系的なものが存在する一方、北宋王朝になってから特定の宦官に与えられた特徴的な官制もいくつか存在し、それらが撤廃されずに残されて、体系の中に組み込まれて運営されてきた。そのうち体系的な官制の様態は(1)で行った各種史料の収集作業の成果を利用し、宋代以降に新設された宦官官職について、特に徽宗朝に設置された宦官官職と当時の政治状況との関係性につき、考察を行う。

(3) 北宋における宦官家系の実態解明

北宋前半から政治的活動に参加し、目立った動きをした宦官らは幾人もおり、またそうした彼らの中には、「子」が存在して、その財産などを継承しつつ、宮中で奉仕を続けている一族が存在していた。

本来は存在するはずのない宦官の父子関係、ひいては一族形成とはいったいどのような経緯で行われ、それは当時の社会的・政治的状況とどのような関係があったのか。これまでは史料の限界によって明らかにはされてこなかったこの点につき、(1)で行った史料収集の成果を利用して具体像を示し、考察を行う。

4. 研究成果

本研究では主に以下2点についての成果が得られた。

まず第1点目としては、宦官の昇進過程の解明のため、彼らが所持する官職について、主に『全宋文』『宋代詔令全集』などの史料を駆使し、そのデータ収集・整理作業を行ったことである。これは研究の方法(1)によるものであるが、2年間の研究期間において一定の成果を上げることができた。それはそのものの公開を行うような性質のものではないが、このデータベースをもとにして、次に記すような諸成果群を得ることができた。本研究におけるもっとも基盤的な成果である。また、まだこれは現在進行中のものであり、ひきつづき増補を行っていくことで、さらなる成果を生み出すことが期待できると考えている。

2点目として、北宋末において特異な政治的活動を行った宦官たちに注目し、彼らが所持する「睿思殿」「承受官」などを冠する官職について考察を行った。これは研究目的(2)に関する成果である。その際には、当時

の具体的な諸相を探るだけでなく、北宋一代を通じてその官職が果たしてきた役割を確認しながら、そこにどのような変化があり、その背景にある時代的特徴について推察した。この内容については学術論文「直睿思殿と承受官 北宋末の宦官官職」(『東洋史研究』74-2、2015年)としてまとめ、発表した。

この研究成果は、国内の学術団体である財団法人・橋本循記念会より、中国学・歴史部門の優秀論文として認められ、2016年12月15日に第26回蘆北賞(論文部門)を授与された。

また本論文を中国語訳し、上海で行われた国際学会で口頭発表を行い、現在その報告論文集の編集作業が行われている。

3点目として、文官と同様に宦官が所持した「神霄玉清萬壽宮」に関わる官職に着目し、それがいかなる施設であったのかについて、関連する碑文の拓本画像を、東京の書道博物館から取り寄せて考察を行い、その結果の一部を大阪市立大学にて学会発表した(2016年1月30日)。従来これは徽宗による道教迷信の証左であるとして、宗教史としては注目をされてきたが、政治史としては無用不用の文物、逆に彼による無軌道な政治の結果であるとして否定されてきた。しかし今回の考察の結果、それは皇帝たる徽宗自身を荘厳するための政策であり、単なる道教的、宗教的な石碑ではなく、当時変化してきていた支配体制に即応したものであることが判明した。

4点目として、研究方法(3)に関する成果として、北宋時代における宦官の一族形成の動きについて考察を行った。その結果、北宋初期に、すべての宦官が養子を取ることを認める命令が出されており、その結果、北宋時代の宦官には、養子によって家が継がれ、その養子の多くがまた宦官となって次代の皇帝に仕える、というシステムになっていたことを明らかにした。そしてその具体例として、初代から第六代までの歴代皇帝に六代十二人が仕えた開封の李氏を取り上げ、皇室に忠誠厚いと評価されていたことを考察した。その成果は「北宋時代における宦官世族 開封李氏の例を中心に」(『清泉女子大学人文科学研究所紀要』38、2017年)として発表した。

その他の成果として、当該時代に関する政治体制の状況についての概説を発表した。同じく同時代の徽宗皇帝に関するテレビ番組に、解説者として出演した。また、北宋時代の著書・人物を取り上げた概説書の一部を執筆した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

藤本 猛、北宋時代における宦官世族 開

封李氏の例を中心に、清泉女子大学人文
科学研究所紀要、査読有、第38号、2017
年、pp.23-44

藤本 猛、直睿思殿と承受官 北宋末の宦
官官職、東洋史研究、査読有、74-2、2015
年、pp.83-115

〔学会発表〕(計2件)

藤本 猛、直睿思殿と承受官：北宋末の宦
官官職、首届中日青年学者宋辽西夏金元
史研讨会：“十三世纪东亚史的新可能
性”、2016年9月24日、上海(中国)

藤本 猛、徽宗朝の神霄玉清万寿宮、宋代
史談話会、2016年1月30日、大阪市立
大学(大阪)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

一般・概説書

藤本 猛、『資治通鑑』・『蘇文忠公詩』・『四書
集注』、名著で読む世界史120、池田嘉郎、上
野慎也、村上衛、森本一夫、2016年、担当部
分 pp.180-188

テレビ出演

藤本 猛、中国王朝 よみがえる伝説 第3回
徽宗と水滸伝の英雄たち、NHK BS プレミアム、
2016年3月30日

一般・概説書

藤本 猛、中国史における皇帝権力、清泉文
苑、第33号、2016年、pp.100-104

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤本 猛 (FUJIMOTO Takeshi)
清泉女子大学・文学部・専任講師
研究者番号：50757408

(2) 研究分担者
()

研究者番号：

(3) 連携研究者
()

研究者番号：

(4) 研究協力者
()